

様式第5号 (第6条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証(更新)

森住環 許可第 20 号

住所 静岡県御前崎市宮内248番地の5

氏名 株式会社アドバンス中部サービス
代表取締役 高瀬 晴康 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

令和5年 9月 6日

森町長 太田 康 雄



許可の期間	令和5年10月1日～令和7年9月30日 (2年間)
事業の範囲	事業の内容 収集・運搬
	一般廃棄物の種類 事業系一般廃棄物の内、し尿・浄化槽を除く。
業務の区域	森町地内
許可の条件	1 森町地内を収集対象とする。 2 道路・その他に廃棄物を落とさないこと。 3 森町が行う収集運搬・焼却業務に支障を与えないこと。 4 収集運搬状況報告書を月1回速やかに報告すること。 5 森町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、森町廃棄物の処理及び清掃に関する規則を厳守すること。